

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成22年10月7日(2010.10.7)

【公開番号】特開2009-54503(P2009-54503A)

【公開日】平成21年3月12日(2009.3.12)

【年通号数】公開・登録公報2009-010

【出願番号】特願2007-221980(P2007-221980)

【国際特許分類】

H 05 B 33/02 (2006.01)

H 05 B 33/04 (2006.01)

H 01 L 51/50 (2006.01)

【F I】

H 05 B 33/02

H 05 B 33/04

H 05 B 33/14 A

【手続補正書】

【提出日】平成22年8月19日(2010.8.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の透明電極と、発光に関与する複数の層からなる積層と、第2の透明電極と、を備える複数の画像表示素子を有し、

前記画像表示素子の外側に、前記第2の透明電極側から順に配置される、円偏光フィルターと、反射層と、を有することを特徴とする表示装置。

【請求項2】

前記円偏光フィルター及び前記反射層は、フィルム状に形成され、画像表示素子の片面を覆うことで画像表示素子を封止することを特徴とする請求項1に記載の表示装置。

【請求項3】

前記画像表示素子は、前記第1の透明電極側に配置された透明基板を有し、

前記透明基板の表面に、外光の拡散反射層を配置したことを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の表示装置。

【請求項4】

前記発光に関与する複数の層からなる積層のうちの少なくとも1層は、有機EL材料からなることを特徴とする請求項1乃至請求項3のいずれか1項に記載の表示装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】表示装置

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、表示装置に関するものであり、特に、発光した光の干渉効果を抑制するための円偏光フィルターを備えた表示装置に関するものである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

本発明は、上述した事情に鑑み提案されたもので、画像表示素子の膜厚誤差が生じた場合であっても、光の取り出し効率を減少させることがない表示装置を提供することを目的とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

本発明の表示装置は、上述した目的を達成するため、以下の特徴点を備えている。すなわち、本発明の表示装置は、第1の透明電極と、発光に関する複数の層からなる積層と、第2の透明電極と、を備える複数の画像表示素子を有し、前記画像表示素子の外側に、前記第2の透明電極側から順に配置される、円偏光フィルターと、反射層と、を有することを特徴とするものである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

本発明の表示装置によれば、画像表示素子の製造時に膜厚が変動したとしても、急激に光の取り出し効率が変化することなく、光の取り出し効率を減少させることがない表示装置とすることができます。